

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	生活保護関連事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栃木県は、生活保護関連事務における特定個人情報の取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

生活保護システムにおいては、内部による不正利用防止のため、利用者の限定、アクセス権限の設定等の措置を講じている。
システムの保守管理業務を行う業者による情報の不正入手、不正使用等の対策として、契約書に「個人情報取扱特記事項」を明記し、情報保護管理体制を確認することとしている。

評価実施機関名

栃木県知事

公表日

令和7年9月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護関連事務
②事務の概要	・生活保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦保護に要する費用の返還に関する事務 ⑧徴収金の徴収に関する事務 ⑨被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑩資料の提供等の求めに関する事務 ⑪医療扶助のオンライン資格確認事務 1) 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 2) 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 3) 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 4) 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務 なお、2)～4)については、社会保険診療報酬支払基金へ委託する事務
③システムの名称	生活保護システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、医療保険者等向け中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表23の項 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・情報照会の根拠 第2条の表42の項 第44条、表43の項 第45条、表161の項 第163条、表162の項 第164条 ・情報提供の根拠 第2条の表13の項 第15条、表14の項 第16条、表18の項 第20条、表28の項 第30条、表37の項 第39条、表40の項 第42条、表42の項 第44条、表48の項 第50条、表49の項 第51条、表53の項 第55条、表59の項 第61条、表63の項 第65条、表69の項 第71条、表74の項 第76条、表75の項 第77条、表76の項 第78条、表86の項 第88条、表87の項 第89条、表89の項 第91条、表96の項 第98条、表108の項 第110条、表125の項 第127条、表132の項 第134条、表141の項 第143条、表144の項 第146条、表151の項 第153条、表155の項 第157条、表158の項 第160条、表161の項 第163条、表167の項 第169条、表168の項 第170条、表169の項 第171条、表170の項 第172条、表171の項 第173条、表172の項 第174条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	栃木県保健福祉部保健福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁舎本館4階 栃木県保健福祉部保健福祉課(028-623-3032)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁舎本館4階 栃木県保健福祉部保健福祉課(028-623-3032)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このうち主なリスクを軽減するための措置の実施状況について記載するものとする。 また、自己点検・監査、従業者に対する教育・啓発等のリスク対策の実施状況についても記載するものとする。 これらのリスク対策を踏まえ、評価実施機関は、リスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言するものとする。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 特に力を入れている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このうち主なリスクを軽減するための措置の実施状況について記載するものとする。 また、自己点検・監査、従業員に対する教育・啓発等のリスク対策の実施状況についても記載するものとする。 これらのリスク対策を踏まえ、評価実施機関は、リスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言するものとする。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月31日	I 関連情報 ③ 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法別表第一で定める事務を定める命令 第15条第1号から第7号まで	○番号法別表第一で定める事務を定める命令 第15条	事後	評価書の見直しに係る修正
平成28年5月31日	I 関連情報 ④ 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号表第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 26の項 ・情報提供の根拠 9の項、10の項、14の項、16の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、50の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、120の項	○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 26の項 ・情報提供の根拠 9の項、10の項、14の項、16の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、120の項	事後	評価書の見直しに係る修正
平成28年5月31日	I 関連情報 ⑤ 評価実施機関における担当部署 ②所属長	次長兼保健福祉課長 富田 哲夫	次長兼保健福祉課長 森澤 隆	事後	評価書の見直しに係る修正
平成28年5月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年12月31日時点	平成28年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
平成28年5月31日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月31日時点	平成28年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
平成29年6月1日	I 関連情報 ④ 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号表第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 26の項 ・情報提供の根拠 9の項、10の項、14の項、16の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、50の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、120の項	○番号表第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 26の項 ・情報提供の根拠 9の項、10の項、14の項、16の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、50の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、119の項	事後	評価書の見直しに係る修正
平成29年6月1日	I 関連情報 ④ 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第19条第1号から第5号まで ・情報 第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、第11条第1号イ、第12条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号、第17条第1号、第19条第1号イ、同条第2号イ、第20条第4号から第5号まで、第20条第4号から第7号まで、同条第9号イ、同条第10号、第21条第1号イ、同条第2号イ、第22条第1号イ、同条第4号、同条第5号、同条第7号から第9号まで、第22条第2号から第6号まで、同条第8号、同条第10号、同条第11号、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ、同条第2号から第9号まで、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号イ、同条第2号イ、第47条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ、同条第5号イ、同条第6号イ、同条第7号イ、同条第8号イ、同条第9号イ、同条第10号イ、同条第11号イ、同条第12号イ、同条第13号イ、同条第14号イ、同条第15号イ、同条第17号イ、同条第18号イ、同条第19号イ、同条第20号から21号、同条第22号イ、同条第23号イ、第52条、第53条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ ※番号法別表第二30の項、50の項、90の項、116の項、120の項に係る主務省令は未制定。	○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第19条第1号から第6号まで ・情報 第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号イ、同条第3号イ、第11条第1号イ、第12条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、同条第5号、同条第6号イ、同条第8号イ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号から第6号まで、第20条第4号から第7号まで、同条第9号イ、同条第10号、第21条第1号イ、同条第4号、同条第5号、同条第7号から第9号まで、第22条第2号から第6号まで、同条第8号、同条第10号、同条第11号、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ、同条第2号から第9号まで、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ、同条第5号イ、同条第6号イ、同条第7号イ、同条第8号イ、同条第9号イ、同条第10号イ、同条第11号イ、同条第12号イ、同条第13号イ、同条第14号イ、同条第15号イ、同条第17号イ、同条第18号イ、同条第19号イ、同条第20号から21号、同条第22号イ、同条第23号イ、第52条、第53条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、第55条第1号イ、同条第5号イ、同条第6号ハ、同条第8号ハ、第59条の2第1号イ、同条第2号から第4号まで ※番号法別表第二21の項、30の項、90の項に係る主務省令は未制定。	事後	評価書の見直しに係る修正
平成29年6月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
平成29年6月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
平成30年5月21日	I 関連情報 ⑤ 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	次長兼保健福祉課長 森澤 隆	課長	事後	評価書様式の変更に係る修正
平成30年6月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
平成30年6月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	Ⅳリスク対策	記載なし	記載あり	事後	評価書様式の変更に係る追加
令和2年5月25日	表紙 評価書名	生活保護法による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務 基礎項目評価書	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 基礎項目評価書	事後	評価書様式の変更に係る追加
令和2年5月25日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	栃木県は、生活保護法による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	栃木県は、生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	評価書様式の変更に係る追加
令和2年5月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	生活保護法による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	事後	評価書様式の変更に係る追加
令和2年5月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・生活保護の決定及び実施を行っている。保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務	・生活保護の決定及び実施を行っている。就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦保護に要する費用の返還に関する事務 ⑧徴収金の徴収に関する事務	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年5月25日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年5月25日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和4年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 26の項 ・情報提供の根拠 9の項、10の項、14の項、16の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、119の項	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報照会の根拠 26の項 ・情報提供の根拠 9の項、10の項、14の項、16の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、119の項	事後	評価書の見直しに係る修正
令和4年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和4年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	表紙 評価書名	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 基礎項目評価書	生活保護関連事務	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	栃木県は、生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	栃木県は、生活保護関連事務における特定個人情報の取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	評価書の見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	生活保護関連事務	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・生活保護の決定及び実施を行っている。就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①～⑧ 記載省略	・生活保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①～⑧ 記載省略 ⑨被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑩資料の提供等の求めに関する事務 ⑪医療扶助のオンライン資格確認事務 1) 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 2) 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 3) 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 4) 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務 なお、2)～4)については、社会保険診療報酬支払基金へ委託する事務	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	生活保護システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、医療保険者等向け中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報照会の根拠 26の項 ・情報提供の根拠 9の項、10の項、14の項、16の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、119の項	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報照会の根拠 26の項 ・情報提供の根拠 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、113の項、116の項、120の項	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第19条第1号から第6号まで ・情報 第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号ニ、同条第3号ロ、第11条第1号ニ、第12条第1号リ、同条第2号ト、同条第3号ハ、同条第5号、同上第6号ト、同条第8号ヌ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号から第6号まで、第20条第4号から第7号まで、同条第9号ロ、同条第10号、第21条第1号ハ、同条第4号、同条第5号、同条第7号から第9号まで、第22条第2号から第6号まで、同条第8号、同条第10号、同条第11号、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ、同条第2号から第9号まで、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号ヌ、同条第2号から第6号まで、第47条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ、同条第5号イ、同条第6号イ、同条第7号イ、同条第8号イ、同条第9号イ、同条第10号イ、同条第11号イ、同条第12号イ、同条第13号イ、同条第14号イ、同条第15号イ、同条第17号イ、同条第18号イ、同条第19号イ、同条第20号から21号、同条第22号イ、同条第23号イ、第52条、第53条第1号ニ、同条第2号ニ、同条第3号ハ、第55条第1号リ、同条第5号ヘ、同条第6号ハ、同条第8号ハ、第59条の2第1号チ、同条第2号から第4号まで ※番号法別表第二21の項、30の項、90の項に係る主務省令は未制定。	○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第19条第1号から第6号まで ・情報 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 ※番号法別表第二30の項、90の項に係る主務省令は未制定。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か」	記載なし(委託しない)	十分である	事後	評価書の見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月9日	I 関連情報 ②事務の概要	・生活保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行っている。 ⑥進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	・生活保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行っている。 ⑥進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年9月9日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・情報照会の根拠 26の項 ・情報提供の根拠 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、113の項、116の項、120の項 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第19条第1号から第6号まで ・情報 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 ※番号法別表第二30の項、90の項に係る主務省令は未制定。	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・情報照会の根拠 第2条の表42の項 第44条、表43の項 第45条、表161の項 第163条、表162の項 第164条 ・情報提供の根拠 第2条の表13の項 第15条、表14の項 第16条、表18の項 第20条、表28の項 第30条、表37の項 第39条、表40の項 第42条、表42の項 第44条、表48の項 第50条、表49の項 第51条、表53の項 第55条、表59の項 第61条、表63の項 第65条、表69の項 第71条、表74の項 第76条、表75の項 第77条、表76の項 第78条、表86の項 第88条、表87の項 第89条、表89の項 第91条、表96の項 第98条、表108の項 第110条、表125の項 第127条、表132の項 第134条、表141の項 第143条、表144の項 第146条、表151の項 第153条、表155の項 第157条、表158の項 第160条、表161の項 第163条、表167の項 第169条、表168の項 第170条、表169の項 第171条、表170の項 第172条、表171の項 第173条、表172の項 第174条	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年9月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	○番号法第9条第1項 別表23の項 ○番号法別表で定める事務を定める命令 第15条	○番号法第9条第1項 別表23の項 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条	事後	評価書の見直しに係る修正
令和7年9月18日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	・記載無し	・記載あり	事後	評価書の見直しに係る修正
令和7年9月18日	リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	・記載無し	・記載あり	事後	評価書の見直しに係る修正